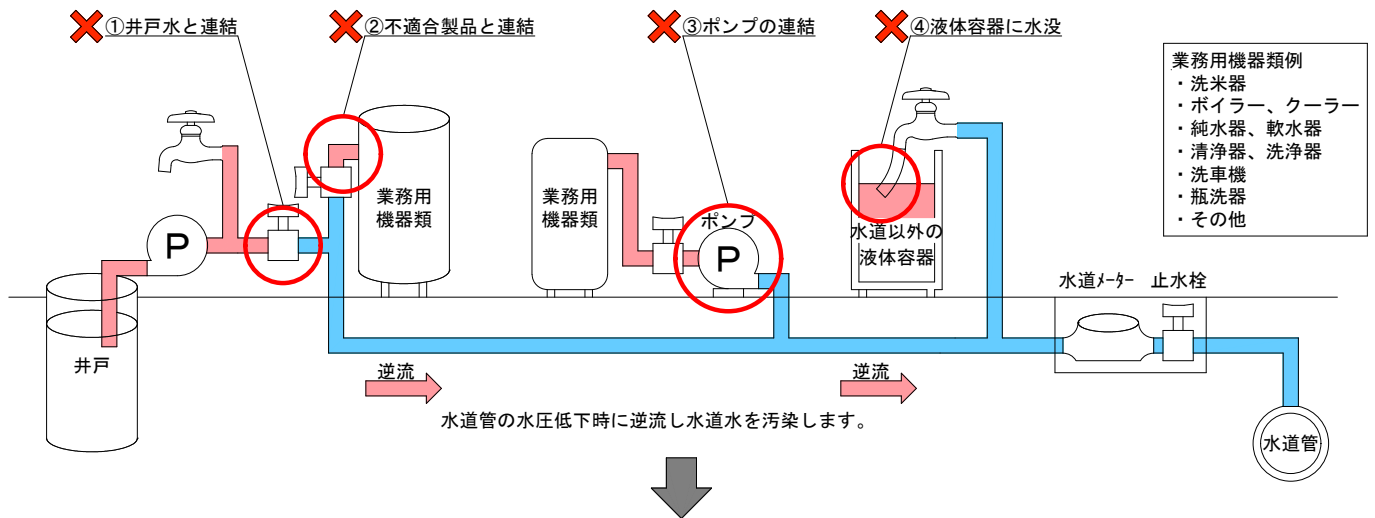
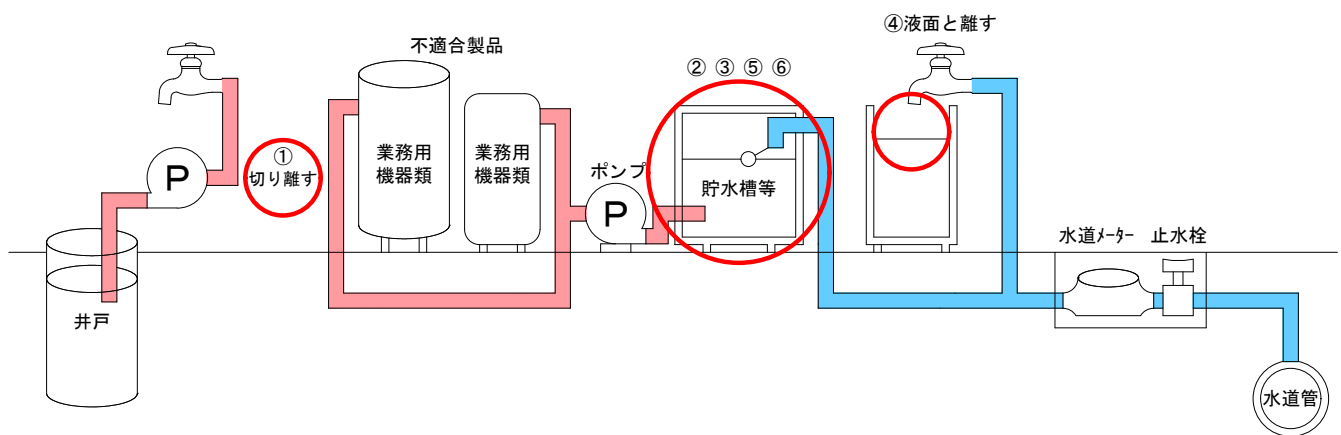


配管の誤接続にご注意ください！



正しい給水配管及び設備の例



①井戸水と水道水の直接連結は絶対にしないでください。

(施行令第6条第1項第六号) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

②不適当な製品や業務用機器類に水道水を使用する場合は、専用の貯水槽などを設置し給水装置と連結しないでください。(法第16条) 給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、(略)給水契約の申込を拒み(略)基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

③高水圧が必要な場合でも、ポンプと給水装置の直結は絶対にしないでください。(注：増圧ポンプは例外です)
 (施行令第6条第1項第3号) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

④逆流のおそれがあるため、ホース等を容器類の中に水没させる使用法はしないでください。

⑤貯水槽等の容器類を使用する場合は、吐水口と満水面及び容器類の壁面との寸法を右表の寸法以上に離してください。プールや洗剤、薬剤を入れる容器の場合は200mm以上離してください。(省令第5条 逆流防止に関する基準)

口径	吐水口と満水面 吐水口と容器壁面 との間隔
13mm以下	25mm以上
13mmを超え20mm以下	40mm以上
20mmを超え25mm以下	50mm以上

⑥貯水槽以下の配管は給水装置とつなげないでください。

(施行令第6条第1項第六号) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。